

い往来の中で自傷をはじめたわが子を何とか安全な歩道に運ぼうと揉み合う姿が虐待と誤解されたりすることもあります。そのような誤解だけでなく、対応の難しさゆえに肉体的にも精神的にも疲弊している保護者も多く、突発的な反応や特定のこだわり行動に固執する子どもへの対応が困難なことにより急激にストレスが高まることも多いため、結果的に虐待に至ってしまうというリスクを抱えています。さらに、周囲の無理解、時には身内ですら理解を示さないこともあり、養育の中心を担っている保護者の孤立無援感は強く、虐待へのリスクは相当程度高いと考えられます。

特に親にとっての最大のストレスは、突発的な行動により他の子どもに怪我を負わせてしまった時であり、この場合親の不安も極度に高まることが多く、夜も眠れないなど精神的に不安定になることも少なくありません。親は一見反社会的行動とも思えるその行動を何とかやめさせようとして、必要以上に強く叱責したり、時には体罰のようなことをしたりすることが見受けられます。このような場合は、「家族支援」というような大きな枠組での取り組みが必要となってきます。実際の支援にあたっては、他の専門機関との連携のほか、校医やスクールカウンセラーなどのアドバイスを受けながら行うなどの専門性の高い手法が求められます。

しかし、就学前の子どもの場合、仮に発達障害が疑われたとしても、親としていかにしてわが子が障害を持つ子どもとしてありのまま受け止めることができるか（障害受容）という課題に直面します。親の誰もが、自分の子に障害があるとは思いたくはありません。また、その事実を突きつけられた場合、親のタイプによっては自殺寸前まで精神的に追い詰められてしまったり、逆に態度を硬直化させたりして、却ってアプローチが困難になることもあります。その一方で、適切な早期支援を実現するためには、専門医の診断や専門機関の判定など親の理解が必要不可欠であるということも現実問題としてあります。結局、何の手立ても行われないうまま小学生や中学生になり、集団生活にうまく適応できずに、子どもも親もそして先生も困難を強いられるに至るということも少なくありません。このような場合、親との相談の機会を多く持ちながら、少しずつ受容ができるように導くなど、より一層の専門的ケースワークが必要となってきます。したがって、特別支援教育の対象として、コーディネーターに相談したり、児童相談所や医療機関、保健所などの専門機関と連携することが重要です。

発達障害者への支援は、本人のよりよい人生を切り開くためであるとともに、虐待状況に陥ってしまうことを未然に防ぐという予防的観点からも、重要な意味合いを持っています。

（3）被虐待児に見られる発達障害に似た症状

一方で、虐待を受けた子どもが、落ち着きが無い、コミュニケーションが図りにくい、社会適応が難しいなど、発達障害と重なるような症状を見せることがあります。もともと発達障害の傾向のあった子どもが、危機的でストレスの多い状況に陥ることで症状がより

顕在化することもあるが、脳機能等の問題ではないが虐待的関わりを原因とする愛着障害などの要因から、そのような症状を呈していることもあります。脳機能的な問題ではない場合は、適切な環境を用意することによって改善を見ることができるといわれており、このことから虐待問題への早期対応の重要性が伺われます。

いずれにしても発達障害と虐待には、場合によっては深い関連が見られることがあり、適切な理解と、タイムリーな支援、専門機関との連携が欠かせません。

参考文献

杉山登志郎（2006）『子ども虐待と発達障害—第4の発達障害としての子ども虐待』小児の精神と神経
46(1) P 7-17

10. 社会は子ども虐待をどう受け止めてきたのか

(1) 虐待は昔から存在した

子どもへの虐待は、残念なことに、洋の東西を問わず昔から存在する普遍的な現象といえます。わが国でも、特に明治時代に入るまでは、生活苦や迷信などのために、多くの子どもたちが殺されたり捨てられたりしました。また、戦前には「職事情」や「女工哀史」に著されているように、身売り、徒弟奉公などによる労働搾取も広く行われていました。大人が子どもの人格を認めず、自己の都合でその運命をほしいままにする行為を虐待とするならば、虐待そのものは昔の方がずっと多かったといえます。それでは、なぜ今、子どもへの虐待が社会問題化するに至ったのでしょうか。これには、社会経済的な基盤の変化と子ども観の変化が大きな要因となっていると考えられます。

(2) 新たなタイプの虐待の出現

戦前の虐待は社会の絶対的な貧困が根底にあったと考えられます。子どもを捨てたり、身売りをしないと一家共倒れになってしまったのです。また、子どもが犠牲になってきた背景には、子どもを親の従属物とする考え方（私物的わが子観）が一般的に存在したことも大いに関係がありそうです。

しかし、戦後、わが国は奇跡的ともいわれる高度経済成長を遂げましたが、その結果、社会的な貧困は一応影を潜め、また子どもの権利をうたいあげた児童福祉法や児童憲章の制定などに伴い、人々の子ども観も大きく変化します。このような状況の中で、戦前とは異なったタイプの虐待が見られるようになりました。つまり、親が自己の力では解決できない問題や心のゆがみ、あるいは家族全体の問題や社会病理などが影響して、子育てに失敗し、虐待に移行せざるを得ない新しい虐待が発生してきたのです（注1）。

(3) 社会問題化の背景

既に1970年代には、一部の研究者や実務家などによって虐待の実態把握などが試みられていますが、子どもへの虐待が社会問題化し、その対策の必要性が叫ばれるようになったのは1990年代に入ってからのことです。それでは、なぜ虐待が長い間にわたって社会的に顧みられることはなかったのでしょうか。親が子どもを虐待するというのは、あまりにも残酷な現実であり、これを正視したくないという社会心理が存在したのではないかと考えられます。1962年、アメリカにおいて小児科医ケンプが「殴打児症候群」を提唱した際にも、専門家さえもが「まさかそんなことが」と反応したことは象徴的です。

それではどうして、1990年代に入り様相が一転したのでしょうか。これにはいくつかの要因が考えられます。

① 「児童の権利に関する条約」の批准（1994年）

1994年にわが国は「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を批准しました。

この条約は、子どもを大人によって庇護・保護されるだけの存在としてとらえるのではなく、可能な限り子どもにも大人と同等に自らの権利行使を認めるという画期的なものです。その崇高な理念にもかかわらず、虐待が発生し続けているという現実、否が応でも関係者に虐待の権利侵害性を強く意識させ、その防止活動を推し進める原動力になったと考えられます。

② 子育て不安に起因した虐待の増加

長い間、虐待は一部の特別な事情にある家庭に発生すると考えられてきましたが、子育て不安が一般化し、これに起因した虐待が増え続けているという現実の前に、今や虐待はどの家庭においても発生しうることを、人々は直視せざるを得なくなったのではないかと考えられます。

③ 関係者による啓発活動

虐待が増加し続けているという現実、子どもの権利条約の批准をきっかけとして、虐待の権利侵害性を強く認識した関係者に大きな危機感を抱かせました。そして、この危機感こそが、関係者をしてその後の虐待防止に向けたキャンペーン活動を展開させ、虐待を社会問題化させる原動力になったものと考えられます。

④ 次世代を担う子どもの健全育成への問題意識の高まり

深刻化する少子化問題に対応するため、政府は1994年に「エンゼルプラン」を策定して以降、数々の少子化対策を講じてきています。これら少子化対策におけるキーワードは「安心して子どもを生み、育てることのできる基盤整備」、「次世代を担う子どもたちの健全育成」ですが、現実には子育て環境は厳しさを増しています。このような中で、子育て不安や虐待が増加しつつあるという現実、少子化対策の理念とはかけ離れたものであり、そのギャップに対する認識が社会的な危機意識を高めてきたといえるでしょう。

注1：鈴木敦子「保健婦・助産婦活動と子ども虐待」保健の科学、1998.8、Vol141,1999、杏林書院

参考文献

才村純「子ども虐待ソーシャルワーク論～制度と実践への考察」有斐閣、2005

第2部 虐待から子どもを守るための制度

1. 虐待を受けた子どもを守るための制度的仕組み

わが国の虐待防止制度は、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）を基本として展開されています。以下、これらの法律に規定された被虐待児童を守るための仕組みについて、児童相談所を中心に述べます（図 2-1-1 参照）。

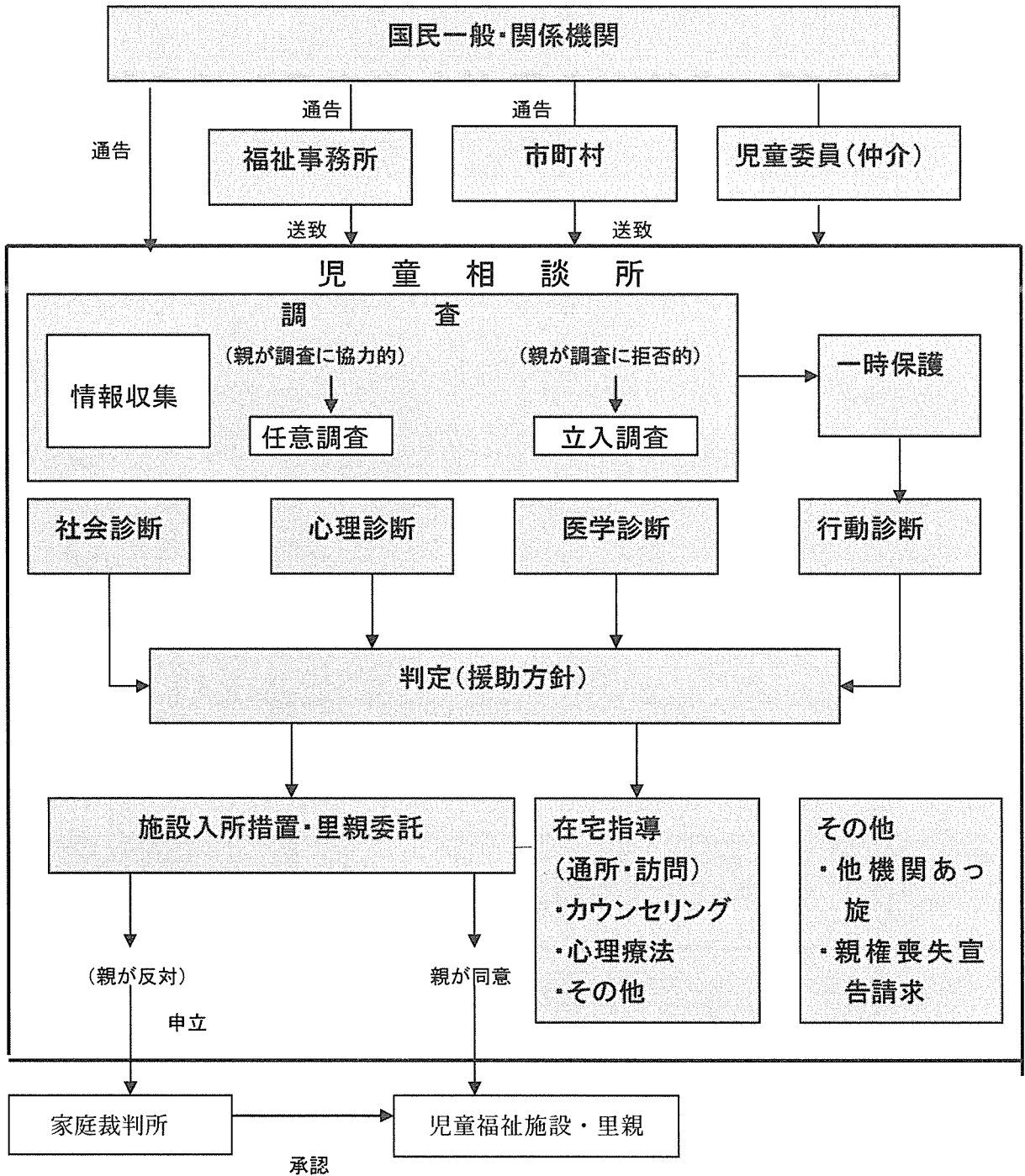


図 2-1-1 虐待を受けた子どもを守るための仕組み

(1) 児童相談所を中心とした仕組み

① 被虐待児童の通告

児童福祉法第 25 条は、要保護児童（保護者がいないか保護者に監護させることが不相当と認められる児童）を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと規定しています。また、児童虐待防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに通告しなければならないと定めています。つまり、虐待が疑われる児童を発見した場合、これを市町村や児童相談所などに通告する義務が国民すべての義務とされているのです。

なお、児童虐待防止法は、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体および学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師などは虐待の早期発見に努めなければならないと規定しています。つまり、通告義務はすべての国民に課せられていますが、これらの機関やそこに所属する職員は、通告義務を履行することが特に強く求められていると言えます。

② 早期安全確認と一時保護

児童虐待防止法は、通告を受けた児童相談所について、必要に応じて近隣住民や関係機関などの協力を得ながら速やかに子どもの安全の確認を行うとともに、必要と判断された場合は速やかに児童の一時保護を行うことと規定しています。子どもの安全確認は、厚生労働省の通知である「児童相談所運営指針」によって、48 時間以内にこれを行うのが望ましいとされています。また、直接子どもに会うことが原則とされています。

虐待が行われているおそれがあると認められる場合であって、子どもの安全確認等の調査を保護者が拒否する場合、児童相談所は立入調査を行うことができることになっています。立入調査に対し、保護者が正当な理由なくこれを拒んだり、虚偽の答弁などをした場合は、罰則が課せられています。また、子どもの安全確認、一時保護、立入調査等に際して、必要があると認めるとき、児童相談所長は警察署長の援助を求めることができるとされています。

調査の結果、子どもの心身に直ちに重大な危害が加わるおそれがあるものとして、一時保護が必要と判断された場合には一時保護が行われます。一時保護には、児童相談所に付設されている一時保護所を活用する場合と、児童福祉施設や医療機関など他の適当な機関や個人に委託する場合（これを「委託一時保護」といいます）の 2 つがあります。一時保護は保護者の同意がなくても可能とされています（保護者の同意によらず、児童相談所の職権で一時保護を行うことを「職権保護」といいます）。一時保護の期間は 2 ヶ月を超えることはできないことになっていますが、必要な場合は、引き続き一時保護を行うことができることとされています。

③ 判定と援助方針の決定

児童相談所には、所長のほかに調査や指導などを担当する児童福祉司、心理検査や心理療法などを担当する児童心理司、診察や医学的治療などを担当する医師（精神科医、小児科医）、一時保護中の子どもの指導などを担当する児童指導員、保育士など、様々な専門職が配置されており、これら専門職のチームワークによって業務が行われています。

援助方針は、援助方針会議の場で決定されますが、会議では各専門職がそれぞれの見立て（診断）を持ち寄り、子どもにとって最善の援助が行えるよう意見調整を行います。

④ 援助の形態

援助の形態には、施設入所措置や里親委託などのように親子を分離するものと、在宅指導のように親子を分離せず援助を継続するものがあります。前者は、虐待の程度が重いため、深刻な結果を招く危険性が高いと判断される場合をはじめ、保護者が虐待の事実を認めず虐待が繰り返されるおそれがある場合や、保護者が周囲の援助を強く拒否している場合などに行われます。

子どもが入所する施設には、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設などがあり、子どもが委託される里親には専門里親や養育里親などがありますが、子どもの様子やニーズ、保護者の状況などを総合的に勘案し、入所先や委託先が決定されることになっています。

施設入所や里親委託などの親子の分離は、親権者などの意に反して行うことはできないこととされています。したがって、児童相談所としては親子の分離が適当と判断しているにもかかわらず、親権者などがこれに反対している場合、児童相談所は家庭裁判所にこれらの措置の承認申立を行い、その承認のもとに親子分離を図ることになります。また、このような手続きを経てとられた施設入所のケースでは、児童相談所長や児童福祉施設の長は、児童を虐待した保護者に対して児童との面会や通信を制限することができることとされています。

なお、家庭裁判所の承認を得てとられた施設入所などの措置は2年を超えて行うことはできませんが、必要な場合、児童相談所は再度家庭裁判所の承認を得て措置の期間を更新することができることになっています。

在宅指導は、虐待の程度が比較的軽い場合や虐待の再発の危険性が少ないと判断される場合などに行われます。在宅指導では、児童相談所の職員が、小学校や保育所、保健師、児童委員など他の関係機関とも連携を図りながら訪問指導を行ったり、児童相談所に通所させて親のカウンセリングや児童の心理療法などを行います。

親子分離の措置であれ、在宅指導であれ、児童相談所が児童福祉司などの指導措置をとった場合、保護者はその指導を受けなければならないとされています。保護者が指導を受けない場合、都道府県知事は保護者に対し指導を受けるよう勧告できることになっています。

なお、親権者が、その親権を濫用したり著しく不行跡と認められる場合、児童相談所長は家庭裁判所に対し、親権者の親権喪失宣告の請求を行うこともあります。

(2) 市町村の役割と児童相談所との連携

子ども家庭に関する相談は、従来都道府県などが設置する児童相談所が基本的に対応してきました。しかし、平成 16 年に児童福祉法が改正され、子ども家庭に関する相談はまず市町村が対応することとされ、加えて虐待の通告先として市町村が位置づけられました。このように、市町村の役割が強化されつつあります。

住民に最も身近な自治体である市町村は、地域性を踏まえたきめ細かな対応が期待できる反面、児童相談所のように子どもを保護するための権限が与えられていないので、市町村だけで対応するには限界があります。このため、市町村と児童相談所との連携が重要となります。児童福祉法では、市町村が受けた相談のうち、専門的な知識や技術が必要なものは児童相談所の援助や助言を求めなければならないこと、医学や心理学等の判定が必要な場合は、児童相談所の判定を求めなければならないことなどが規定されています。また、児童相談所は市町村への必要な援助を行うこととされています。このように、市町村と児童相談所は、制度的にも車の両輪のように、緊密な連携を図ることが求められています。

2. 虐待防止制度と学校の役割

学校など教育分野の役割について、児童虐待防止法はどのように規定しているのでしょうか。

(1) 関係機関との連携

虐待は様々な要因が複雑に絡まって発生していることが多いので、これを1つの機関だけで解決しようとしてもうまくいくはずがありません。さらに、虐待が起きている家庭を見守るにしても、学校での様子は学校で、家庭や地域での様子は民生委員・児童委員、保健師でといったように、多くの機関が役割分担しながら取り組んでいく必要があります。このように、虐待事例に適切に対応するには、福祉、教育、保健、医療、警察、司法など各分野の人たちが緊密に連携することが極めて重要となります。そのためには、事例に直接かかわる実務者はむろんのこと、中央省庁間や各自治体の各部門間の連携も必要となってきます。

このため、児童虐待防止法は、次のような規定を設けています。

国及び地方公共団体は、(略)関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、(略)その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない(虐待防止法第4条第1項)。

(2) 研修、調査研究等

虐待の発見やその後の対応を適切に図るには、学校の教職員など関係者が虐待問題やその対応のしかたなどについて正しい知識と技術を十分身につける必要があります。このため、児童虐待防止法には、次のような規定が設けられています。

- ① 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、(略)その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする(虐待防止法第4条第2項)。
- ② 国及び地方公共団体は、(略)児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、(略)その他児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする(虐待防止法第4条第3項)。
- ③ 国及び地方公共団体は、(略)学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果すべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする(虐待防止法第4条第5項)。

(3) 虐待の早期発見、通告、施策等への協力

① 虐待の早期発見、通告

学校や児童福祉施設、病院などの機関や、これらに従事する教員や職員は、虐待を早期に発見しやすい立場にあります。このため、児童虐待防止法では次のような規定が設けら

れています。

なお、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所などに通告しなければならないと規定されていますので、学校の教職員などの関係者は、他の人たち以上に通告義務を果たすことが強く求められているといえます。したがって、登下校時や校内での子どもの様子などから、虐待が疑われる場合は、担任や学校の判断のみで様子を見るということは避け、事態が深刻化する前に早期に通告を行う必要があります。また、通告することに組織的な合意が得られない場合などは、個人で通告することももちろん可能です。

なお、通告の対象として、「虐待を受けたと思われる児童」となっていますが、平成 16 年の児童虐待防止法の改正により、「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」という表現に改められました。つまり、虐待の確証がなくても疑いを持てば通告しなければならないとされたのです。

しかし、今回の調査では、このことを「知らなかった」と答えた教職員が、小学校では 35.5%、中学校では 39.5% もいました（図 2-1-2、図 2-1-3）。また、虐待を発見した場合に、「必ず通告する」と答えた教職員は、小学校で 44.5%、中学校で 46.3%にとどまり、「場合により通告する」と答えた教職員が小学校で 51.8%、中学校で 49.1%を占めていました（図 2-1-4、図 2-1-5）。そして、「場合により通告する」と答えた教職員に、どのような場合に通告するかを聞いていますが、「虐待の確証がある場合」が小・中学校とも他の項目を抜いて最も多く、小学校では 73.7%、中学校では 71.5%となっています（図 2-1-6、図 2-1-7）。

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を早期に発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない(虐待第 5 条第 1 項)。

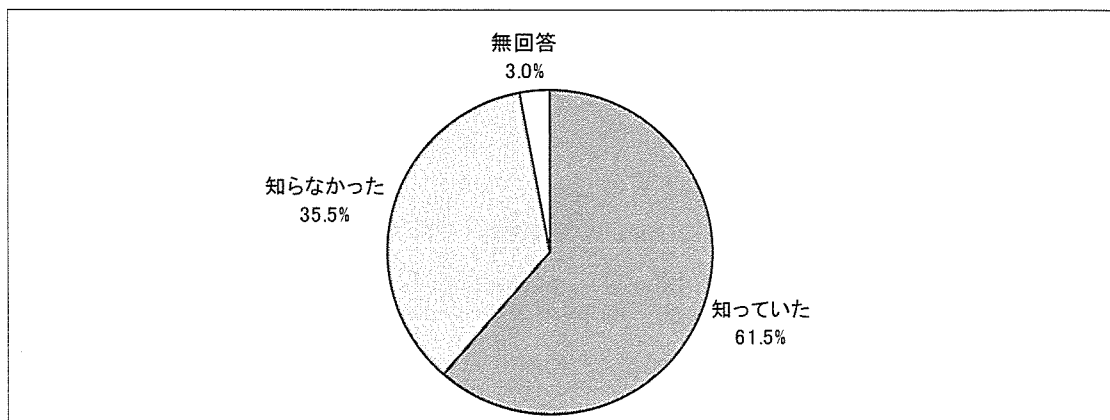


図 2-1-2 小学校教員の虐待対応についての知識(虐待の疑いでも通告ができること)

出典:才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者:才村純)『平成 17 年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)報告書』、2006

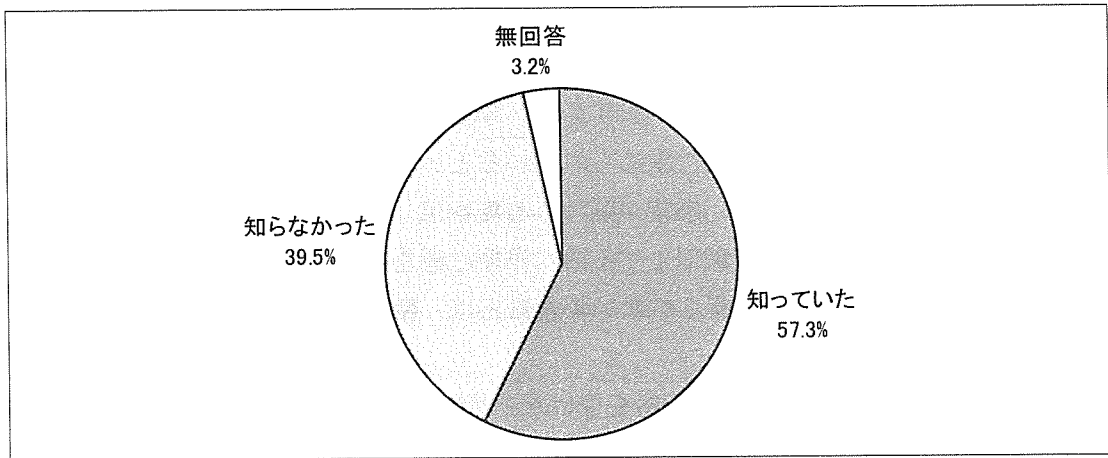


図 2-1-3 中学校教員の虐待対応についての知識(虐待の疑いでも通告ができること)

出典:前掲報告書

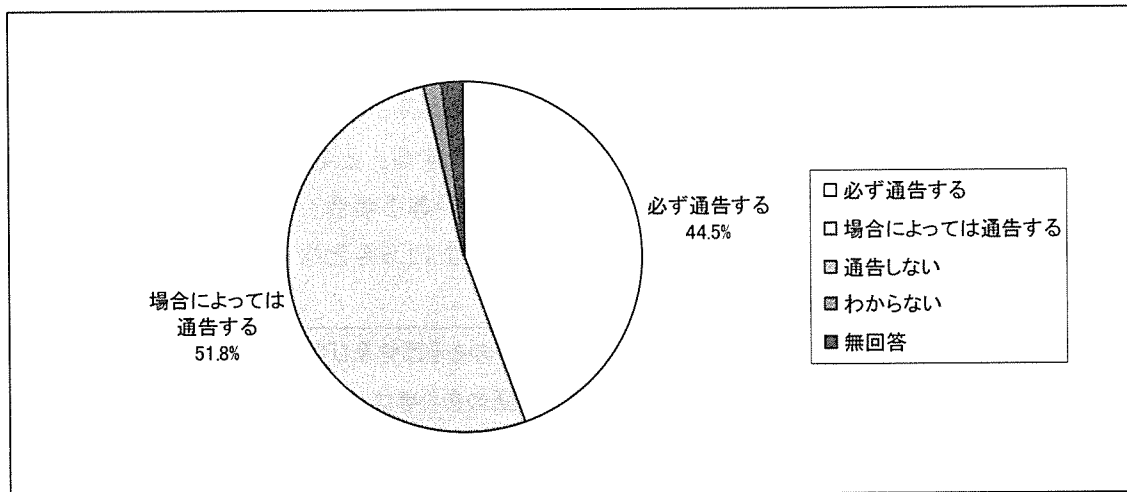


図 2-1-4 虐待を発見した場合、通告するか(小学校)

出典:前掲報告書

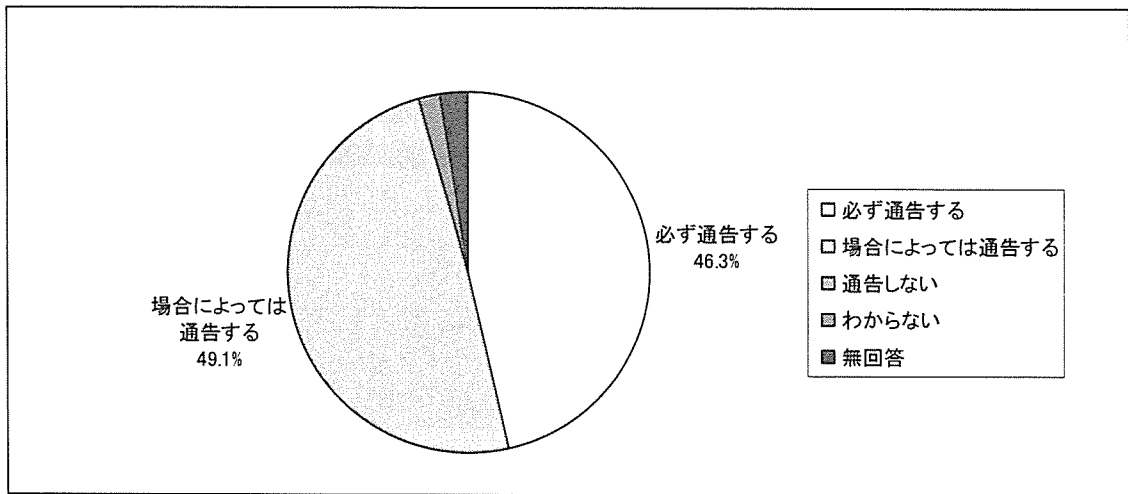


図 2-1-5 虐待を発見した場合、通告するか(中学校)

出典:前掲報告書

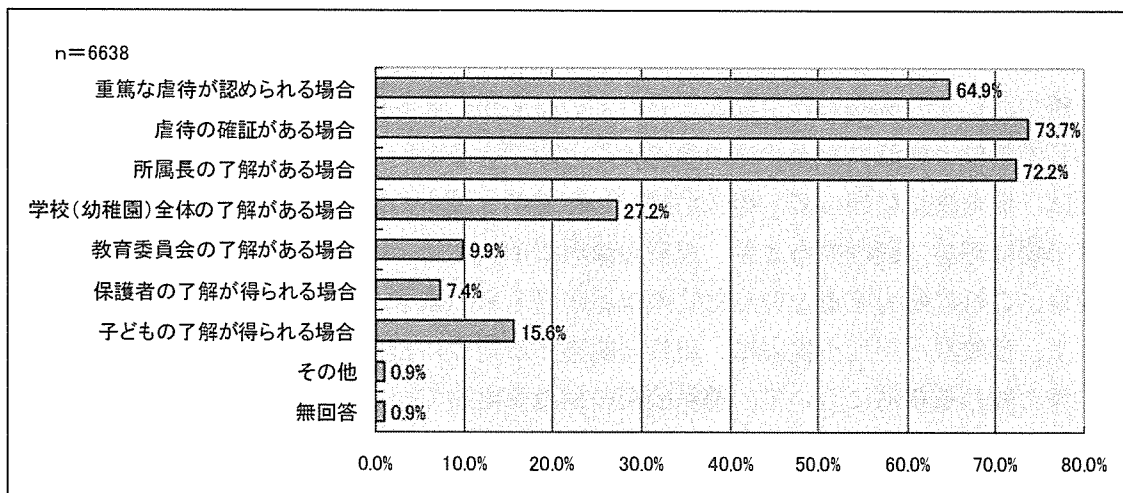


図 2-1-6 小学校教員がどのような場合に通告するか

出典:前掲報告書

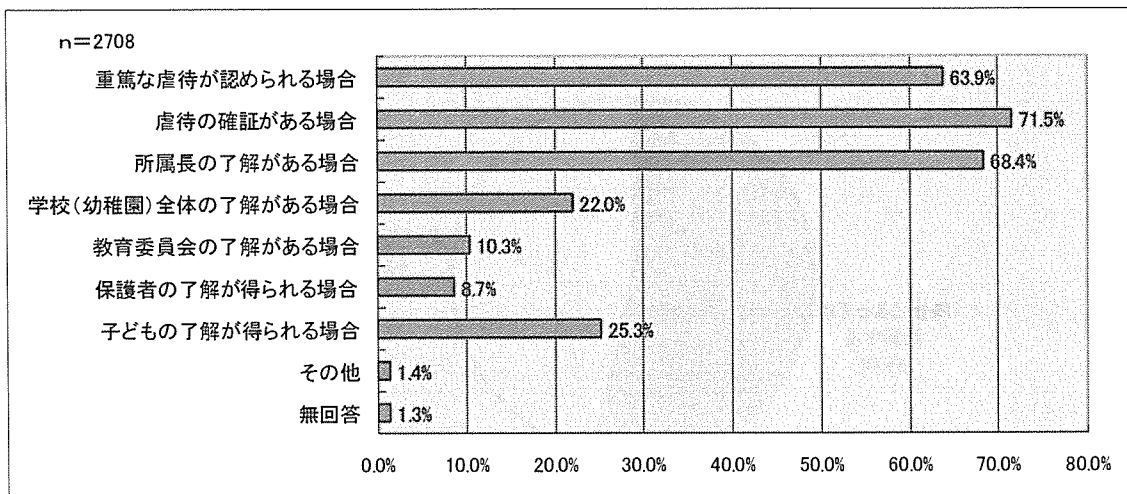


図 2-1-7 中学校教員がどのような場合に通告するか

出典:前掲報告書

② 通告後の連携

児童虐待防止法には次のような規定が設けられています。通告を受けた児童相談所などは、速やかに安全確認を行うこととされていますが、安全確認が円滑に行えるよう、必要に応じて学校の教職員などの協力を得ることができるというのが、この規定の趣旨です。例えば、安全確認に当って、担任が同行した方が保護者の抵抗が少ないと考えられる場合には必要に応じて同行するとか、児童相談所が学校で子どもの安全確認を行おうとしている場合、これに協力するといったことなどが考えられます。

また、学校などが行う協力は、通告に関連する場合にとどまりません。次の規定は、広く虐待に関わる事柄について、関係機関の協力を定めています。国や地方公共団体の施策への協力ですから、個々の事例への対応はむろんのこと、教育委員会など行政機関が行う虐待防止のための企画・立案などへの協力も含まれます。

(通告を受けた児童相談所長等は)必要に応じ近隣住民、学校の教職員、(略)その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全確認を行うよう努める(略)(虐待第 8 条第 2 項、第 3 項)。

(学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士などは)、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない(虐待第 5 条第 2 項)。

(4) 児童、保護者への教育、啓発

児童虐待防止法は、次のような規定を設けています。①の学校や児童福祉施設が子どもに行う虐待防止のための教育・啓発活動としては、例えば人権教育などを通して、人は独立

した人格を有する尊厳ある存在であり、何人もこれを犯されない権利を有していることなどを教えたり、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）のように、暴力などから自らを守るための具体的な知識や技術（スキル）などを教えることなどが考えられます。また、多くの児童養護施設などでは、子どもの権利を分かりやすく解説した「子どもの権利ノート」のようなものを子どもに配布しています。保護者への啓発活動としては、例えばPTA主催の研修会などで虐待問題を取り上げたり、虐待防止に関するチラシやリーフレットを作成・配布するなどのことが考えられます。

また、放置すれば虐待に発展する可能性がある保護者には、日常の送り迎えの際、担任などが何気なく悩みを聞いてあげたり、あるいは必要な指導をしたり、場合によっては個別面談を実施するなど、個別的・弾力的な教育の場面を設定することも有効な取り組みです。

虐待を受けた子どもは、その劣悪な養育環境や心理的な傷つきなどから、学力や学習習慣などの面で大きなハンディキャップを抱えていることが少なくないことから、これらに配慮した教育方法や教育内容の工夫が必要となります。このため、②のような規定が設けられているのです。子どもの年齢や能力、心理状態などに配慮しながら、子どもが十分な教育を受けられるよう、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携し合うことが求められます。

- ① 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない(虐待第5条第3項)。
- ② 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない(虐待第13条の2第2項)。

C A P と は

CAPとは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止プログラム）の略で、子ども自身が人権意識を持ち、暴力から自らを守るための知識、技能（スキル）を習得するための教育プログラムです。1970年代にアメリカで開発され、わが国には1985年、森田ゆりさんによって紹介されました。以後、授業の中でCAPを取り入れる学校が増えています。

3. 児童相談所とは

(1) 児童相談所の業務

児童相談所は、子どもの虐待に関して中心的な役割を担っている行政機関です。しかし、元々虐待対応のためだけに設置されたものではなく、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じることになっています。例えば、いじめや不登校、非行や触法行為を行った子どもへの指導、発達や障害に関する相談、知的障害児の療育手帳や手当の支給に関する判定などの業務、事情があって子どもを育てられない子ども・家庭への援助、里親の認定や委託に関する業務など、様々な機能を担っています。

(2) 児童相談所の設置

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県または政令指定都市および一部の中核市が設置しています。自治体により、「子どもセンター」「子ども家庭センター」等の名称を用いているところもあります。児童相談所はそれぞれ所管する地域が決められており、原則として子どもの居住地を所管する児童相談所が相談・援助等を担当することになります。虐待通告の取り扱いも、原則として所管地域の児童相談所が担当します。

(3) 児童相談所の組織とスタッフ

児童相談所の組織は、相談援助等を中心的に行う部門と、子どもを一時的に預かり生活の場を提供する一時保護部門の2つに分かれます。一時保護所は、自治体により併設の形態や規模は異なります。一時保護所は、虐待を受けた子どもに限らず、家庭の事情によるものや、そのほか家出児の保護、非行や触法行為を行った児童の身柄の確保等、様々な理由から利用されています。

スタッフとしては、相談を受けたり調査や指導、調整を行う児童福祉司と呼ばれるソーシャルワーカーや、発達の様子を確認したり心理療法を行ったりする児童心理司、一時保護所などの生活の場で子どもと関わる児童指導員や保育士などがおり、そのほか医師や保健師など、様々な専門家が必要に応じて対応することになっています。

(4) 相談・援助の形態

相談は児童相談所への来所を基本としながらも、様々な事情に応じて家庭や身近な地域への訪問も行われます。特に児童虐待の問題に関しては、虐待の当事者が自ら相談に来所することばかりを期待してはられませんので、訪問や必要に応じた立入調査などが行われることもあります。

(5) 虐待を受けた子どもへの対応

虐待を受けた子どもの場合、家庭で生活を続けることが不適切だと判断される時は、一

一般的には子どもの安全確保のために一時保護所などで保護します。子どもの年齢や状況などに応じ、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設、里親、あるいは医療機関等に一時保護委託される場合もあります。一時保護の間に必要な調査や調整を行い、今後の援助方針が検討されます。

一時保護所の生活は、一部外出等が予定されることがありますが、原則的には一時保護所内で日課に従って過ごします。また、小学生をはじめ学齢児には、日課の中で学習の時間が設けられています。

集団生活におけるこれらの日課のほか、担当の児童福祉司や児童心理司が個別の面接を重ね、虐待に関する情報の収集や本人の意向の確認、発達面の特性や心理的側面への影響などのチェック、必要に応じて心理療法等のケア、医療ケアなどが並行して行われます。

虐待ケースであっても、家庭生活を継続しながら援助を行うと判断された場合や、一時保護や施設入所を経て家庭復帰したような場合は、児童相談所への通所を重ねてもらいながら、状況の確認や子ども・保護者へのケア等を組み立てます。児童相談所だけでなく、地域の関係機関や医療機関、児童福祉施設などと連携を図りながら援助を継続する場合があります。また最近では NPO 法人など、地域資源の活用も図られ始めています。家庭の事情や地域性などにより、通所が困難な場合、訪問を行ったり、児童相談所以外の地域の関係機関に援助を依頼したりすることもあります。

図 2-3-2 は、今回の調査で明らかになった小・中学校教職員として『児童相談所職員に期待すること』です。これによると、『迅速な対応』が突出して高く、次いで、職権による家庭内への立入調査や専門的見地からの判断や助言などがあげられており、専門機関としての機能を十分に発揮することが期待されていることがわかります。

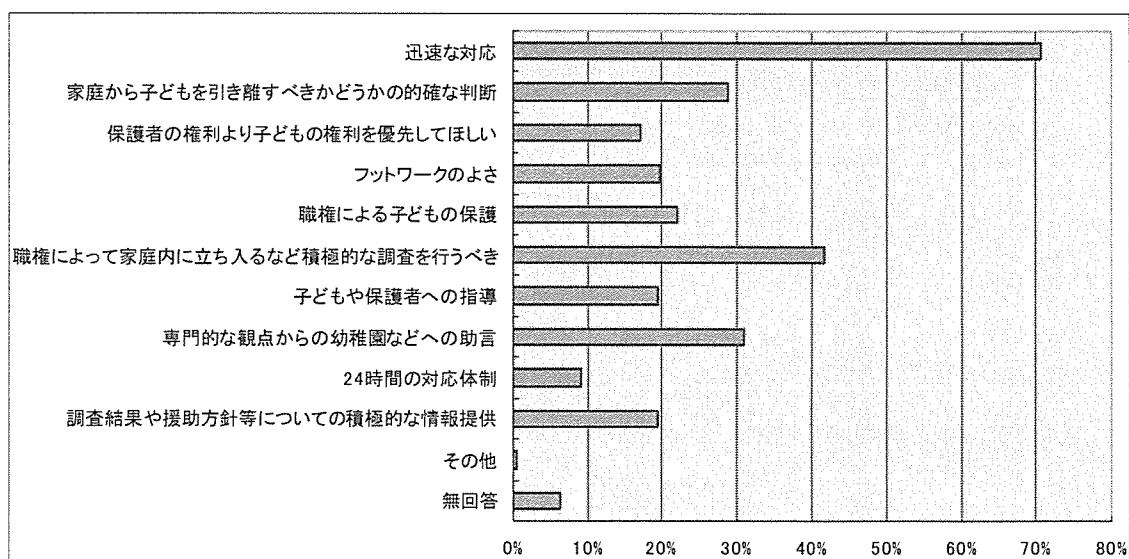


図 2-3-1 小中学校教職員として児童相談所職員に期待すること

出典：才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）

『平成 17 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』、2006

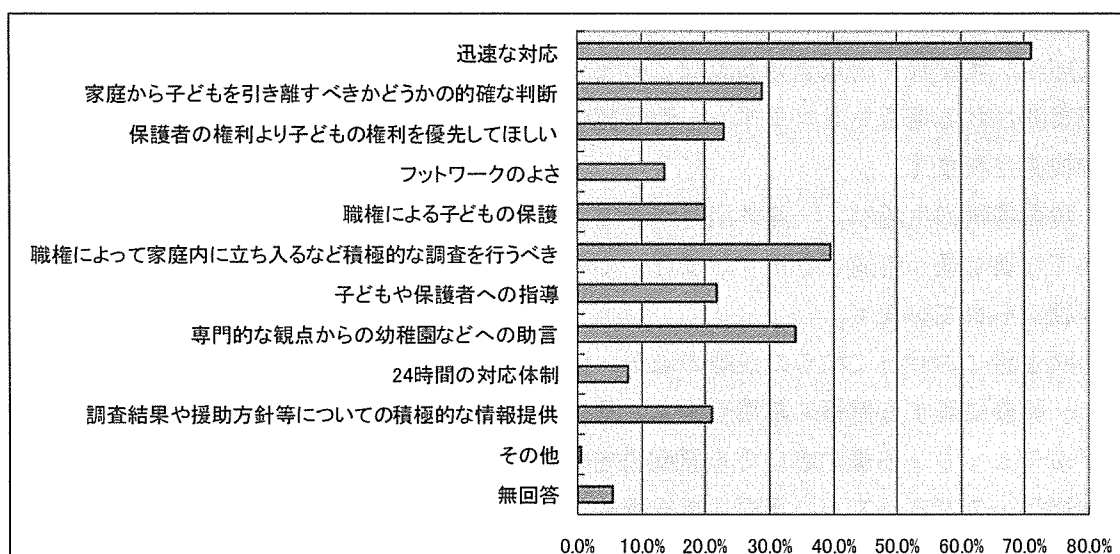


図 2-3-2 中学校教職員として児童相談所職員に期待すること

出典：前掲報告書

4. 児童福祉施設とは

虐待を理由に児童相談所に一時保護された子どもは、その間に必要な調査や調整が行われ、条件が整えば家庭や、場合によっては祖父母や親類等、縁者のもとに帰って生活を再スタートすることになります。しかし、家庭が崩壊していたり、親の入院や拘留のために帰る家がなかったり、あるいは問題がこじれているなどして親子双方の意向がまとまらない、子どもの安全を守る環境を用意するのにさらに時間を要するといった場合、生活の場を児童福祉施設（および里親宅等）に移すことになります。虐待を受けた子どもが入る施設には次のようなものがあります。どのような施設を利用するかは、一時保護中の調査等を踏まえ、子どもの特性や目的に応じて選択されますが、近年虐待等の影響で家庭での生活が困難となり、親や家庭に代わって子どもを育てる場を社会が用意する必要性が高まっており、大都市圏を中心に恒常的に満床である児童福祉施設が多く、十分な選択の余地が得難くなっています。

（1）児童養護施設

一般に、何らかの理由により家庭で生活することができなくなった子どもを、家庭に代わって養育するのが児童養護施設です。おおむね2歳から18歳の子どもが生活しており、児童指導員や保育士が親代わりとなって子どもと関わります。施設の中では集団生活となりますが、日中はそれぞれ地域の幼稚園や小中学校、高校等に通います。施設の中に学校を併設しているところもあります。近年、定員が6名に限定された地域小規模児童養護施設（グループホーム）が制度化され、より家庭的な生活の場の提供が模索されています。

（2）乳児院

新生児からおおむね2歳までの乳児は乳児院を利用します。必要があれば、最長で6歳まで延長しての利用も可能です。スタッフには児童指導員や保育士のほか、看護師や栄養士などが配置され、乳幼児に求められるきめ細かな対応がなされています。

（3）情緒障害児短期治療施設

虐待等の影響から情緒的側面で日常的により専門的なケアを受ける必要のある子どもが利用します。精神科医や心理療法を行う職員などが配置されています。

（4）児童自立支援施設

法を犯したり、非行傾向のある子どもが利用します。表に現れている行動は非行という形態をとっていても、その背景には過去に虐待を受けていたことが影響していることも多いことがわかっています。

(5) 障害児施設

虐待を受けた子どもが心身にハンディキャップを有する場合は、障害児施設を利用します。障害を有することが、それだけでリスク要因となっていることも多く、長期的な利用に限らず、保護者の休息のための一時的な利用を受け入れているところもあります。

肢体不自由児施設、知的障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設などがあります。

図 2-4-1 は、平成 17 年度に全国の児童相談所が受けた虐待相談で、児童福祉施設に入所した施設種別の内訳です。全体の約 7 割が児童養護施設に集中しています。児童養護施設の定員は全国で 3 万床を超えていますが、被虐待児が占める割合は年々増加しており、安定した生活環境の維持が難しくなっています。より治療的な関わりを目指した情緒障害児短期治療施設の全国定員は 1200 人余りで、その絶対数が不足していることも課題とされています。

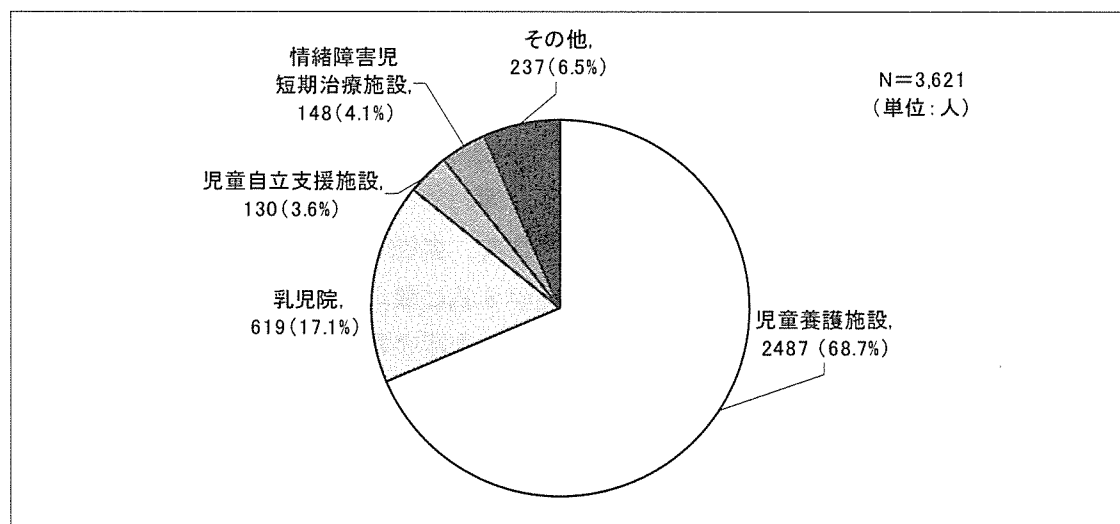


図 2-4-1 児童相談所における児童虐待相談の児童福祉施設入所内訳

(厚生労働省 平成 17 年度福祉行政業務報告)

参考文献

日本子ども家庭総合研究所編 (2007) 『日本子ども資料年鑑 2007』中央出版